

阿南工業高等専門学校専攻科の学業成績評価に関する規則

(平成17年4月1日)

(規則第4号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科における授業、試験及び学業成績の評価並びに単位、進級及び修了の認定については、本校学則に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 授業

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

第3章 試験

第3条 試験の区分は、定期試験、中間試験、追試験及び再試験とする。

第4条 定期試験は、学期末ごとに実施する。なお、必要ある科目については、中間試験を行う。

第5条 試験の成績は、100点法により評価することを原則とする。

第6条 出席時数が著しく少ない者は、当該科目の受験資格を与えないことがある。

第7条 試験は、原則として筆記試験とする。ただし、成績評価が筆記試験により難しい場合は、口述試験等他の方法に換えることがある。

第8条 受験中に不正行為をした者は、当日以後の受験を停止し、当該科目の試験成績を0点とする。なお、定期試験及び中間試験の場合は、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

第9条 故意に試験を忌避したと認められる者又は懲戒処分のために試験を受けることができなかった者の当該科目の試験成績は、0点とする。

第10条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験又は中間試験を受験できなかった者は、追試験願を提出し、許可された者については、追試験を受験することができる。ただし、学年末試験の追試験は行わない場合がある。

第11条 追試験の成績は、100点満点をもって評価することを原則とする。

第12条 再試験による合格者の評点は、60点とする。

第13条 定期試験又は中間試験の評価が60点未満であった者は、再試験願を提出し、許可された者については、再試験を受験することができる。

第4章 学業成績の評価及び単位の認定

第14条 学業成績は、試験の成績及び平素の成績等を総合したものを各科目ごとに100点法で評価する。ただし、特別研究については、合格又は不合格で評定する。

第14条の2 学生は当該期の成績評価及び出欠について疑義がある場合、科目担当教員に申し出ることができる。また、その対応に不服がある場合は、異議申立ての理由を記載した「成績評価・出欠等についての異議申立書」（別紙様式1）により、異議を申立てることができる。

2 異議申立ての期間は、成績確認ホームルームから7日以内（土曜・日曜・祝日を除

く)とする。

3 第1項の申立てがあった場合は、専攻科長が当該関係教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

第15条 学業成績の評定は、優・良・可・不可とし、その区分は、次のとおりとする。

評 定	評価区分
優	80点以上
良	65点以上80点未満
可	60点以上65点未満
不可	60点未満

第16条 各授業科目とも開講実時数の3分の2以上出席した者に対して評価を行う。

第16条の2 学修単位の講義及び演習については、30時間の授業に加え、60時間の自学自習により2単位を認定する。

2 学修単位の実験及び実習については、60時間の授業に加え、30時間の自学自習により2単位を認定する。

第17条 学業成績が60点以上の者は、合格とし、所定の単位を与える。

第18条 不合格科目は、再履修願を提出することで、次年度の当該科目を再履修することができる。

第5章 学修総まとめ科目履修計画書又は学修成果（レポート）、及び特別研究論文の提出許可並びに修了の認定

第19条 学修総まとめ科目履修計画書又は学修成果（レポート）、及び特別研究論文の提出許可は、専攻科運営委員会の議を経て、校長が行う。

2 修了の認定は、専攻科修了判定会議の議を経て、校長が行う。ただし、年度途中での修了の認定は、専攻科運営委員会の議を経て、校長が行う。

第20条 当該年度末時において、次の各号を全て満たしている者については、学修総まとめ科目履修計画書又は学修成果（レポート）、及び特別研究論文の提出許可を与える。

- (1) 1年次の必修科目をすべて履修し、かつ18単位以上を修得している者
- (2) 1年次の必修科目と選択科目を合わせて30単位以上を修得している者
- (3) 創造技術システム工学特別研究1を修得している者
- (4) 専攻科運営委員会において教育プログラムの履修状況に支障がないと判定された者

第21条 次の各号を全て満たしている者については、原則として修了を認める。

- (1) 全ての必修科目の単位を修得している者
- (2) 本校学則第36条に規定するほか、一般科目については8単位以上、専門共通科目についてはインターンシップを除いて30単位以上、専門科目については12単位以上を修得している者
- (3) 学位取得のための次の基準を満たしている者。各専攻区分の専門科目（以下この号において同じ。）及び関連科目は、別に定める。
 - ・専門科目（学修総まとめ科目を含む。）を31単位以上修得している者
 - ・専門科目（学修総まとめ科目を含めない。）及び関連科目で40単位以上を修得している者

- (4) 学位取得のための学修総まとめ科目履修計画書又は学修成果（レポート）を学位授与機関へ提出している者
- (5) 本科4年次から専攻科2年次に開講され、かつ修得した単位数が124単位以上の者（ただし、学外単位は除く。）
- (6) J A B E E科目のうち、次の科目群から1科目以上、合計6科目以上の単位を修得している者
 - ・ 設計・システム系科目群
 - ・ 情報・論理系科目群
 - ・ 材料・バイオ系科目群
 - ・ 力学系科目群
 - ・ 社会技術系科目群
- (7) （削除）
- (8) 本校教育プログラムで規定した学習・教育到達目標とJ A B E E科目との関係（配点ポイント数を含む。）について、学習・教育目標(D1)，(D2)，(E1)及び(E2)における獲得ポイントが、それぞれ20ポイント以上である者
- (9) 特別研究の内容に関連する学外の学会等において、研究成果を発表している者
- (10) 全ての学習・教育到達目標について、その目標が達成できている者

第22条 大学及び他の教育施設等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、大学等の許可を得た上、事前に届け出なければならない。なお、その授業科目を履修の上修得した単位は、16単位を超えない範囲で学外単位として単位の修得を認定することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則（平成16年4月1日規則第70号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者に係る第20条第1項第1号及び第21条第1項第2号の規定は、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者に係る第20条第1項第4号、同条第2項及び第21条第1項第9号の規定は、従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 第21条第7号は、平成25年度以降のプログラム履修開始者については適用しない。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 20 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 6 年10月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1 (第14条の2 関係)

成績評価・出欠等についての異議申立書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校

専攻科長 殿

学 年 _____年
専 攻 _____
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

下記の理由により成績評価・出欠等について異議申立てを行います。

記

1 対象試験・科目 (和暦) 年度 前期・後期試験 _____

2 授業科目担当教員 _____

3 異議申立てをする事由：該当する事項を選択しチェックしてください。

- ☐ (1) 成績の誤記入等，授業科目担当教員等の誤りであると思われるため。
- ☐ (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして，成績評価結果等に疑義があると思われるため。
- ☐ (3) その他

申立の内容及び理由

事務処理欄			
受付年月日	処理区分	担当教員への連絡	本人への回答
年 月 日	処理	年 月 日	年 月 日
	担当者		